

議第 82 号

下呂市職員の育児休業等に関する条例及び下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

人事院規則の一部改正に伴い、育児時間の多様化への対応及び育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境とする整備を行うため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市職員の育児休業等に関する条例及び下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 下呂市職員の育児休業等に関する条例（平成16年下呂市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(部分休業をすることができない職員) 第18条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数を考慮して市の規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を<u>除く</u>。<u>次条において同じ。</u>） <u>(第1号部分休業の承認)</u> 第19条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業</u>の承認に	(部分休業をすることができない職員) 第18条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して市の規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を<u>除く</u>。） <u>(部分休業の承認)</u> 第19条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業</u>の承認について

改 正 後	改 正 前
ついては、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 <u>（第2号部分休業の承認）</u> <u>第19条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求が</u>	は、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

改 正 後	改 正 前
<u>あったとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> <u>第19条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u> <u>第19条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたこと</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>により同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> （部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第20条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</u> （部分休業の承認の取消事由） 第21条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第20条 職員が<u>部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</u> （部分休業の承認の取消事由） 第21条 <u>第14条の規定は、部分休業について準用する。</u>

（下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年下呂市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（介護休暇） 第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第18条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営	（介護休暇） 第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第16条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営

改 正 後	改 正 前
むのに支障があるものをいう。以下同じ。) の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	むのに支障があるものをいう。以下同じ。) の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
2 （略）	2 （略） <u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u> <u>第16条の3 任命権者は、職員の配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第16条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、</u>

改正後	改正前
<u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u> <u>第18条の2 任命権者は、下呂市職員の育児休業等に関する条例（平成16年3月1日条例第36号）第22条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 下呂市職員の育児休業等に関する条例第22条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を</u>	<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>

改 正 後	改 正 前
<u>確認するための措置</u> 2 <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>（2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>（3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> <u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）</u> 第18条の3 <u>任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第18条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承諾の請求をする場合におけるこの条例による改正後の下呂市職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

【参考資料】

下呂市職員の育児休業等に関する条例及び下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

人事院規則の一部改正に伴い、育児時間の多様化への対応及び育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境とする整備を行うため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 現行の「1日につき2時間を超えない範囲内」の育児時間を取得できる部分休業を「第1号部分休業」に改めます。
- (2) 職員が第1号部分休業を請求した場合において、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止します。

(第1条による改正中第19条関係)

- (3) 「1年につき人事院規則で定める時間を超えない範囲内」の育児時間を取得できる「第2号部分休業」を新設します。
- (4) 職員が第2号部分休業を請求した場合にあっては1時間を単位として承認するものとします。ただし、以下の場合においては、例外的に以下に掲げる時間数を承認できることとします。

- ① 1回の勤務に割り振られている勤務時間に1時間未満の端数があり、職員がその勤務時間の全てについて承認を請求した場合 割り振られた勤務時間数
- ② 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数があり、職員がその残時間数の全てについて部分休業を請求した場合 残時間数

(第1条による改正中第19条の2関係)

- (5) 部分休業の請求を申し出る単位期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

(第1条による改正中第19条の3関係)

- (6) 職員が1年につき請求できる第2号部分休業の上限は、単位期間につき次のとおりとします。
 - ① 常勤職員 77時間30分

② 非常勤職員 1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間

(第1条による改正中第19条の4関係)

- (7) 職員が部分休業の請求パターンの申出の内容を変更することができる特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、申出の変更を行わなければ部分休業に係る子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とします。

(第1条による改正中第19条の5関係)

- (8) 部分休業の取消事由を整理し、「特別の事情が生じたことにより、職員が部分休業の申出の内容を変更したとき」とします。

(第1条による改正中第21条関係)

- (9) 本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度の情報提供等に併せて以下を行うことを義務付けます。

- ① 仕事と育児との両立支援制度等に関する情報の提供
- ② 仕事と育児との両立支援制度等の利用に係る意向確認のための措置
- ③ 当該申出に係る子の心身の状況又は育児に関する当該申出をした職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予測される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置
- ④ ③により意向を確認した事項への配慮

(第2条による改正中第18条の2第1項関係)

- (10) 3歳に満たない子を養育する職員に対して一定の期間内に以下を行うことを義務付けます。

- ① 仕事と育児との両立支援制度等に関する情報の提供
- ② 仕事と育児との両立支援制度等の利用に係る意向確認のための措置
- ③ 当該職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する当該職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予測される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置
- ④ ③により意向を確認した事項への配慮

(第2条による改正中第18条の2第2項関係)

(11) この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行します。

(附則第 1 項関係)

(12) 令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 2 号部分休業の上限は、次のとおりとします。

① 常勤職員 38 時間 45 分

② 非常勤職員 1 日当たりの勤務時間に 5 を乗じて得た時間

(附則第 2 項関係)